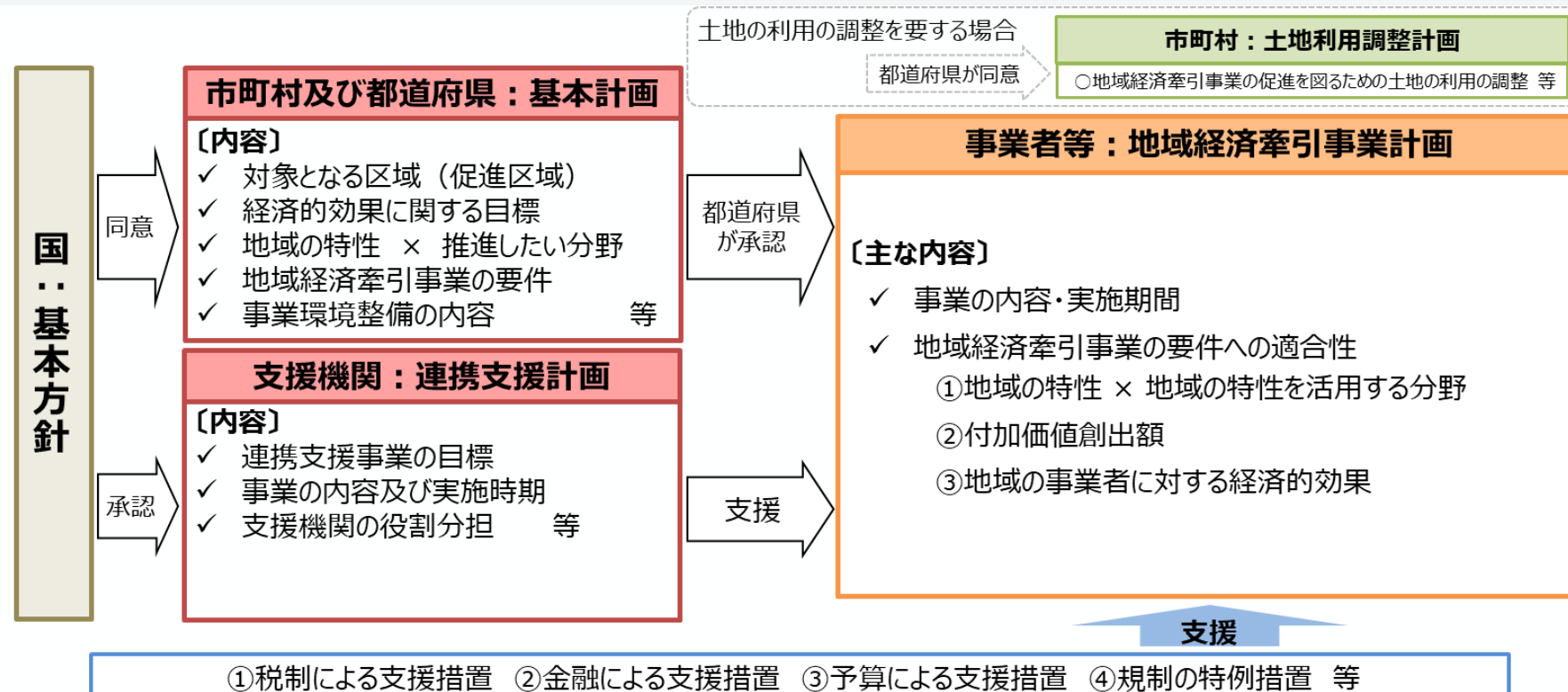


地域未来投資促進税制

地域未来投資促進法の概要 （地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）

- 地域未来投資促進法は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進するもの。
- 国の基本方針に基づき、市町村・都道府県は基本計画を策定し、国が同意。同意された基本計画に基づき、民間事業者等は地域経済牽引事業計画を策定し、都道府県知事が承認。地域経済牽引支援機関（公設試・大学等）は連携支援計画を策定し、国が承認



地域未来投資促進法に関する主な支援措置

① 税制による支援措置

○ 地域未来投資促進税制

- 地域経済牽引事業に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、一定の条件を満たすと、法人税等の特別償却（最大50％）又は税額控除（最大6％）を受けることができる。

○ 固定資産税・不動産取得税の課税免除または不均一課税

- 各都道府県・市町村の条例により、地域経済牽引事業の実施に必要な土地・建物等について、固定資産税・不動産取得税の課税免除または不均一課税を受けられる場合がある。

② 金融による支援措置

（注）制度を利用するためには、日本政策金融公庫の個別審査が必要となる。

○ 日本政策金融公庫からの固定金利での融資

- 特定事業者については、地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、日本政策金融公庫から固定金利での貸付けを受けることができる。

○ 日本政策金融公庫による海外展開支援

- 特定事業者については、地域経済牽引事業に資する海外事業展開について、日本政策金融公庫により、海外子会社への直接貸付けや信用状の発行を受けることができる。

○ 信用保証協会による債務保証

- 特定事業者については、地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、金融機関等からの借入れの際に、通常の保証限度額とは別枠で、信用保証協会による保証を受けることができる。

③ 予算による支援措置

○ 各種予算事業における重点支援

- 業務効率化やDX推進、サイバーセキュリティ対策に向けたITツール等の導入による中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を支援する「サービス等生産性向上IT導入支援事業」（IT導入補助金）等において、加点措置等を講じている。

○ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の申請上限の弾力化

- 地域経済牽引事業計画等に関する事業について、各自治体が新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の交付申請をする際には、申請上限件数を超える申請が可能となる。

④ 規制の特例措置

○ 工場立地法における環境施設面積率・緑地面積率の緩和

- 都道府県・市町村が定める基本計画において工場立地特例対象区域が設定されている場合、市町村が定める条例に従って、工場立地時の環境施設面積率・緑地面積率が緩和される。

○ 農地転用／市街化調整区域の開発許可等の手続きに関する配慮

- 都道府県・市町村が定める基本計画において重点促進区域が設定されており、当該基本計画に基づき市町村が土地利用調整計画を策定している場合、農地転用許可等の手続きに関する配慮を受けることができる。また、一定の条件を満たした食品関連物流施設・植物工場・データセンター等を建設する際の市街化調整区域における開発許可の手続きに関する配慮を受けることができる。

地域未来投資促進税制の概要

- 各都道府県知事から「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者に活用いただけます。
- 承認された「地域経済牽引事業計画」が地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣による課税特例の確認を受け、計画に従って建物・機械等の取得等をした場合、特別償却（最大35％）または税額控除（最大4％）が選択適用できます。上乗せ要件を満たした事業者は、特別償却（50％）または税額控除（5％）が選択適用できます。中堅企業枠の要件を満たす事業者は、特別償却(50%)または税額控除(6%)が選択適用できます。

対象事業者	措置内容	対象資産	認定要否	措置期間
「地域経済牽引事業計画」 の承認を受けた 全事業者	機械装置、器具備品 ※通常枠 ①特別償却(35%) ②税額控除(4%) ※上乗せ要件 ①特別償却(50%) ②税額控除(5%) ※中堅企業枠 ①特別償却(50%) ②税額控除(6%)	- 機械装置 - 器具備品	要	令和9年度末
	建物、建物附属設備、構築物 ①特別償却(20%) ②税額控除(2%)	- 建物 - 建物附属設備 - 構築物		

地域未来投資促進税制

のWebページ



地域未来投資促進税制の拡充及び延長

拡充・延長

(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

- 地域経済を牽引する企業の成長促進を通じた強靱な産業基盤の構築に向けて、地域経済の実情に応じ、その発展・成長に特に資する分野に対する10億円以上の設備投資について新たな措置（特別償却50%又は税額控除5%）を追加する。
- 適用期限を3年間延長し、令和9年度末(2027年度末)までとする。

改正概要		【適用期限：令和9年度末(2027年度末)まで】※赤字が今回の新設箇所 (下線は今回の主な改正箇所)	
対象者	地域経済牽引事業計画*1の承認を受けた者		
機械装置 器具備品	通常枠*2	特別償却35% 又は税額控除4%	
	通常枠の要件及び下記①を満たした上で、②、③、④のいずれかを満たす ① 労働生産性の伸び率5%*3以上かつ投資収益率5%以上 ② 創出される付加価値額が1億円以上、かつ、直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 ③ 創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上 ④ 創出される付加価値額が1億円以上、かつ、自治体が指定する地域の経済発展・成長に特に資する分野に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上であること	特別償却50% 又は税額控除5%	
	中堅企業枠	特別償却50% 又は税額控除6%	
建物、附属設備、構築物	特別償却20%/税額控除2%		

< 地域経済の発展・成長に特に資する分野について >

- 下記の①～③を満たす業種（※）を自治体が指定
※日本標準産業分類上の中分類ベースで確認・指定（3つまで）
- ① **地域経済への波及効果**
自治体におけるその業種の付加価値額の増加率もしくは、自治体における総付加価値額のうちその業種の付加価値額の占める割合が一定以上であること
 - ② **当該産業の成長性**
自治体におけるその高業種の売上(収入)金額or従業者数or給与総額が一定以上伸びていること
 - ③ **自治体の計画性**
自治体において指定しようとする業種の振興に関する産業ビジョンが定められていること

*1 地方自治体が策定し、国が同意した基本計画に基づき策定した事業計画であり、都道府県知事による承認が必要。
*2 サプライチェーン類型について、廃止。
*3 地域未来投資促進法における中小企業者については労働生産性の伸び率4%以上とする。